

新

## 経営事項審査の手引き

令和6年1月改定版

### 前回からの主な変更点

- 技術職員の資格コードを更新(1・2級施工管理技士補の追加など)
- 雇用保険加入及び健康保険・厚生年金の確認書類を整理
- その他文言修正

○この手引きは、宮城県知事許可業者を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、各都道府県又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

○この手引きの作成時以降に、申請に係る制度や取扱いの変更、その他記載内容の変更があった場合には、土木部事業管理課のホームページでお知らせいたします。申請の前に、ホームページも併せて御確認ください。

○特殊経審(合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等)の際は、事前に土木部事業管理課まで御相談ください。

○経営事項審査の結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請受付後1か月程度で発送します。有効期間が継続するよう、結果通知日から逆算して経営事項審査の申請手続きを終えてください。提出書類に不足があり審査できない状態の申請は、次回審査日まで受付を延期することがあります。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられませんので、予め御了承ください。

宮城県土木部事業管理課

旧

## 経営事項審査の手引き

令和4年12月改定版

○この手引きは、宮城県知事許可業者を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、各都道府県又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

○この手引きの作成時以降に、申請に係る制度や取扱いの変更、その他記載内容の変更があった場合には、土木部事業管理課のホームページでお知らせいたします。申請の前に、ホームページも併せて御確認ください。

○特殊経審(合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等)の際は、事前に土木部事業管理課まで御相談ください。

○経営事項審査の結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請受付後1か月程度で発送します。有効期間が継続するよう、結果通知日から逆算して経営事項審査の申請手続きを終えてください。提出書類に不足があり審査できない状態の申請は、次回審査日まで受付を延期することがあります。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられませんので、予め御了承ください。

宮城県土木部事業管理課

# 新

## 目次

I.	経営事項審査とは	1
II.	経営の審査基準日・有効期間について	1
III.	申請手順について	2
1.	決算変更届の提出	3
2.	経営状況分析の実施	3
3.	経営事項審査の申込	4
4.	申請書類の郵送	5
5.	結果通知	5
6.	審査手数料について	6
IV.	申請関係書類	7
1.	必ず提出するもの	7
2.	必要があれば提出するもの	7
V.	申請書の作成と確認書類	8
1.	規則様式第25号の14	8
2.	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	12
3.	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係	14
4.	技術職員名簿（別紙二）	22
VI.	行政書士による代理申請について	25
VII.	経営の受審が必要な建設工事の発注機関一覧表	27
[資料編]		28
	経営事項審査受審申込票	29
	提出書類チェックリスト	30
	経営規模等評価申請書／総合評価値請求書申請受付票	34
	規則様式第二十五号の十四	35
	工事種類別（元請）完成工事高（別紙一）	37
	直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）	38
	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	39
	C P D単位算出補助表	40
	技能者名簿	42
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	43
	防災協定加入証明書	45
	防災協定一覧	46
	経理処理の適正を確認した旨の書類	49
	建設機械の保有状況一覧表	55
	技術職員名簿（別紙二）	56
	業種・技術職員資格区分コード表	57
	実務経歴証明書	62
	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	63

# 旧

## 目次

I.	経営事項審査とは	1
II.	経営の審査基準日・有効期間について	1
III.	申請手順について	2
1.	決算変更届の提出	3
2.	経営状況分析の実施	3
3.	経営事項審査の申込	4
4.	申請書類の郵送	5
5.	結果通知	5
6.	審査手数料について	6
IV.	申請関係書類	7
1.	必ず提出するもの	7
2.	必要があれば提出するもの	7
V.	申請書の作成と確認書類	8
1.	規則様式第25号の14	8
2.	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	12
3.	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係	14
4.	技術職員名簿（別紙二）	22
VI.	行政書士による代理申請について	25
VII.	経営の受審が必要な建設工事の発注機関一覧表	27
[資料編]		28
	経営事項審査受審申込票	29
	提出書類チェックリスト	30
	経営規模等評価申請書／総合評価値請求書申請受付票	34
	規則様式第二十五号の十四	35
	工事種類別（元請）完成工事高（別紙一）	37
	直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）	38
	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	39
	C P D単位算出補助表	40
	技能者名簿	42
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	43
	防災協定加入証明書	45
	防災協定一覧	46
	経理処理の適正を確認した旨の書類	49
	建設機械の保有状況一覧表	55
	技術職員名簿（別紙二）	56
	業種・技術職員資格区分コード表	57
	実務経歴証明書	61
	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	62

## 3. 経営事項審査の申込

- ・ [宮城県ホームページ](#)で審査日程を確認し、経営事項審査受審申込票（29ページ参照）に提出書類送付予定年月日等の必要事項を記入して、宮城県土木部事業管理課([keishinyoyaku@pref.miyagi.lg.jp](mailto:keishinyoyaku@pref.miyagi.lg.jp))宛て電子メールで送信してください。（電話・FAXでの予約はできません。）
- ・ 県から申込受理の返信はしません。確認が必要な場合は電子メール送信時に「開封確認の要求」の設定を行ってください。
- ・ 申込みが各審査日の最大受付件数に達した場合は、受付を締め切ります。特に、7月から翌年1月の申請は大変混み合いますので、有効期間に余裕をもって申し込み願います。また、月末の審査日が混み合う傾向にありますので、各月の上～中旬の審査日もご検討ください。
- ・ **申請書の提出は、土木事務所に決算変更届を提出し、受理されてから3週間以上期間が空くように申込してください。審査に決算変更届を使用するため、それ以前に申請しても審査を行うことができません。**
- ・ 経営状況分析結果通知書が確実に届く期間を見込んで提出時期を設定してください。
- ・ 経営事項審査受審申込票の記載事項は、作業量を見込むために必要な項目です。若干の誤差が生じても差し支えありませんので、必ず全ての事項を記入してください。
- ・ 特殊経審（合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等）の際は、事前に御相談ください。

**電子申請はじまっています！**

電子申請の方法は別冊「電子申請用 補足版」を参照してください。

## 3. 経営事項審査の申込

- ・ [宮城県ホームページ](#)で審査日程を確認し、経営事項審査受審申込票（29ページ参照）に提出書類送付予定年月日等の必要事項を記入して、宮城県土木部事業管理課([keishinyoyaku@pref.miyagi.lg.jp](mailto:keishinyoyaku@pref.miyagi.lg.jp))宛て電子メールで送信してください。（電話・FAXでの予約はできません。）
- ・ 県から申込受理の返信はしません。確認が必要な場合は電子メール送信時に「開封確認の要求」の設定を行ってください。
- ・ 申込みが各審査日の最大受付件数に達した場合は、受付を締め切ります。特に、7月から翌年1月の申請は大変混み合いますので、有効期間に余裕をもって申し込み願います。また、月末の審査日が混み合う傾向にありますので、各月の上～中旬の審査日もご検討ください。
- ・ **申請書の提出は、土木事務所に決算変更届を提出し、受理されてから3週間以上期間が空くように申込してください。審査に決算変更届を使用するため、それ以前に申請しても審査を行うことができません。**
- ・ 経営状況分析結果通知書が確実に届く期間を見込んで提出時期を設定してください。
- ・ 経営事項審査受審申込票の記載事項は、作業量を見込むために必要な項目です。若干の誤差が生じても差し支えありませんので、必ず全ての事項を記入してください。
- ・ 特殊経審（合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等）の際は、事前に御相談ください。

**電子申請が令和5年1月10日より開始されます。**

電子申請の方法は別冊「電子申請用 補足版」を参照してください。

## 4. 申請書類の郵送

申請書及び申請事項確認書類**1部**を提出書類チェックリスト(30-33ページ参照)の順に並べ、確認書類については、経営状況分析結果通知書及び納税証明書は、必ず原本を提出し、他の書類は写しを次の宛先へ**書留郵便**で郵送してください

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

(郵便番号を記入すれば住所を書かなくても届きます)

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

〔経営事項審査申請書類在中〕と明記してください

- ※ 申請書の受付確認が必要な場合は、申請受付票(34ページ参照)を同封してください。審査終了後、受付印を押印し、FAXで送信します。
- ※ 審査手数料(収入証紙)を送るため、申請書の郵送には書留郵便の使用を厳守してください。郵送途中で所在不明になるなど、県で受取を確認できない場合、審査手数料の賠償等の責任は一切負いかねます。また、直接の持ち込みも御遠慮ください。
- ※ 確認資料が大量の場合は、確認資料のみ宅配事業者等を利用し別送しても差し支えありません。その際は、確認資料を別送する旨のメモ等を申請関係書類に同封してください。
- ※ 確認書類に不足がある場合、申請書の受付を次回審査まで保留する場合があります。このとき、結果通知日も受付日に対応する日に繰り延べになります。

経審の申請において、完成工事高の水増し、確認書類の改ざんなど、虚偽の申請や虚偽の報告があった場合、営業停止などの行政処分のほか、罰則があります。  
(建設業法第50条ほか)

## 5. 結果通知

- 結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請後1か月程度で発送します。経営事項審査の効力が切れ目なく続くようにするためには、遅くとも決算後6か月以内に申請手続を終えてください。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられません。
- ※ 結果通知書を申請者あてに郵送する場合は、返信用封筒は不要です。

## 4. 申請書類の郵送

申請書及び申請事項確認書類**1部**を提出書類チェックリスト(30-33ページ参照)の順に並べ、確認書類については、経営状況分析結果通知書及び納税証明書は、必ず原本を提出し、他の書類は写しを次の宛先へ**書留郵便**で郵送してください

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

(郵便番号を記入すれば住所を書かなくても届きます)

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

〔経営事項審査申請書類在中〕と明記してください

- ※ 申請書の受付確認が必要な場合は、申請受付票(34ページ参照)を同封してください。審査終了後、受付印を押印し、FAXで送信します。
- ※ 審査手数料(収入証紙)を送るため、申請書の郵送には書留郵便の使用を厳守してください。郵送途中で所在不明になるなど、県で受取を確認できない場合、審査手数料の賠償等の責任は一切負いかねます。また、直接の持ち込みも御遠慮ください。
- ※ 確認資料が大量の場合は、確認資料のみ宅配事業者等を利用し別送しても差し支えありません。その際は、確認資料を別送する旨のメモ等を申請関係書類に同封してください。
- ※ 確認書類に不足がある場合、申請書の受付を次回審査まで保留する場合があります。このとき、結果通知日も受付日に対応する日に繰り延べになります。

経審の申請において、完成工事高の水増し、確認書類の改ざんなど、虚偽の申請や虚偽の報告があった場合、営業停止などの行政処分のほか、罰則があります。  
(建設業法第50条ほか)

## 5. 結果通知

- 結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請後1か月程度で発送します。経営事項審査の効力が切れ目なく続くようにするためには、遅くとも決算後6か月以内に申請手続を終えてください。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられません。
- ※ 結果通知書を申請者あてに郵送する場合は、返信用封筒は不要です。

3. その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係

【41】 雇用保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 下記のすべて

- ①労働保険概算・確定保険料申告書または労働保険料等納入通知書
  - ②労働保険料等保険料領収書（口座振替結果のお知らせ・電子納付完了通知）
- ※ 指定された納付時期の申告書・納入通知書及び領収書が必要です。一括支払の場合はその領収書等を提出してください。
- ※ 還付金により支払額が0円であった場合には、申告書等の支払金額欄をマーカーしてください。

審査基準日	申告年度	納付時期
4月～ 6月	審査基準日の属する年度 例： 審査基準日⇒申告書の年度 R6/3/31⇒R5年度	7月（第一期） 口座振替の場合：前年度の1月（第3期） 7月（第1期） 口座振替の場合：9月
7月～ 9月	R6/4/30⇒R6年度	令和5年10月（第2期）
10月～12月		令和6年1月（第3期）
1月～ 3月		

【42, 43】 健康保険・厚生年金保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 被保険者標準報酬決定通知書・標準報酬月額相当額決定のお知らせ

- ※ 被保険者整理番号を黒塗りしてください。
- ※ 技術職員名簿記載者、技能者名簿記載者、CPD単位算出補助表記載者、公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者の常勤性の確認書類を兼ねますので、該当の氏名を蛍光ペンのマーカーでマークしてください。
- ※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。
- ※ 審査基準日ごとに指定された年度の通知書を提出してください。

審査基準日	通知書の発行年度
4月～8月	現年度の通知書が 届いていれば ⇒ 現年度 届いていなければ ⇒ 前年度 (例：審査基準日R5/4/30⇒令和4年度の通知書でも可)
9月～3月	現年度 (例：審査基準日R6/3/31⇒令和5年度の通知書)

※「3. 適用除外」の場合

確認書類 下記のすべて

- ①適用除外承認証（法人事業所の場合）
- ②国民健康保険（組合）被保険者証

3. その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係

【41】 雇用保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 下記のすべて

- ①労働保険概算・確定保険料申告書または労働保険料等納入通知書
  - ②労働保険料等保険料領収書（口座引落しのお知らせ・電子納付完了通知）
- ※ 指定された納付時期の申告書・納入通知書及び領収書が必要です。一括支払の場合はその領収書等を提出してください。
- ※ 還付金により支払額が0円であった場合には、申告書等の支払金額欄をマーカーしてください。

審査基準日	申告年度	納付時期
令和4年 1月～ 3月	令和3年度	令和4年1月（第3期）
令和4年 4月～ 9月	令和4年度	令和4年6月（第1期）
令和4年10月～12月	令和4年度	令和4年10月（第2期）
令和5年 1月～ 3月	令和4年度	令和5年1月（第3期）
令和5年 4月～ 9月	令和5年度	令和5年6月（第1期）
令和5年10月～12月	令和5年度	令和5年10月（第2期）
令和6年 1月～ 3月	令和5年度	令和6年1月（第3期）

【42, 43】 健康保険・厚生年金保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 被保険者標準報酬決定通知書

- ※ 被保険者整理番号を黒塗りしてください。
- ※ 技術職員名簿記載者、技能者名簿記載者、CPD単位算出補助表記載者、公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者の常勤性の確認書類を兼ねますので、該当の氏名を蛍光ペンのマーカーでマークしてください。
- ※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。
- ※ 審査基準日ごとに指定された年度の通知書を提出してください。

審査基準日	通知書の発行年度
4月～8月	前年度
9月～3月	現年度

※「3. 適用除外」の場合

確認書類 下記のすべて

- ①適用除外承認証（法人事業所の場合）
- ②国民健康保険（組合）被保険者証

## 新

### 【61, 62】 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者等の数

- ・ 各資格の講習受講から5年後の年度末を経過していない場合に加点されます。
- ・ 常時雇用される職員である必要があります。

**確認書類** 下記の全て

①【61】公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格証書又は登録証

【62】2級登録経理試験の合格証書又は登録証

②【61】公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理の講習修了証

【62】2級登録経理の講習修了証

③被保険者標準報酬決定通知書（【42】で添付）又は住民税特別徴収税額通知書

- ※ 審査基準日が①の合格から5年経過した日が属する年度の3月31日を経過するまでの場合は、①のみで加点対象となります。5年経過後は、②の講習修了から5年以内である必要があります。
- ※ なお、審査基準日が令和5年3月31日以前の場合は、講習を修了していなくても、試験合格だけで加点対象になります。
- ※ ③は該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。

**※ 前年と変更がない場合であっても、確認書類の添付が必要です。**

### 【63】 研究開発費

- ・ 項番【60】が会計監査人の設置：「1」の場合に限り、加点対象となります。
- ・ 該当する場合は、金額を記入してください。それ以外は「0」を記入してください。

**確認書類** 注記表（規則様式第17号の2）又は有価証券報告書

## 旧

### 【61, 62】 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者等の数

- ・ 各資格の講習受講から5年後の年度末を経過していない場合に加点されます。
- ・ 常時雇用される職員である必要があります。

**確認書類** 下記の全て

①公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験の合格証書又は登録証

②公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証

③被保険者標準報酬決定通知書（【42】で添付）又は住民税特別徴収税額通知書

- ※ 審査基準日が①の合格から5年以内の場合は、①のみで加点対象となります。5年経過後は、講習修了から5年以内である必要があります。
- ※ なお、審査基準日が令和5年3月31日以前の場合は、講習を修了していなくても、試験合格だけで加点対象になります。
- ※ ③は該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。

**※ 前年と変更がない場合であっても、確認書類の添付が必要です。**

### 【63】 研究開発費

- ・ 項番【60】が会計監査人の設置：「1」の場合に限り、加点対象となります。
- ・ 該当する場合は、金額を記入してください。それ以外は「0」を記入してください。

**確認書類** 注記表（規則様式第17号の2）又は有価証券報告書



技 術 区 分	コ ー ド	機 設 業 の 種 類																											
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		〔資格取得後に必要となる経過年数〕																											
産業土木	143																												
	144	5																											
	145	5																											
	146	5																											
	147	5																											
	148	5																											
	149	5																											
	150	5																											
	151	5																											
	152	5																											
	153	5																											
	154	5																											
	155	2																											
	156	1																											
	158	1																											
	159	1																											
	160	2																											
161	1																												
162	2																												
163	1																												
164	2																												
165	1																												
166	2																												
167	2																												
168	2																												
169	2																												
170	2																												
171	2																												
172	2																												
173	2																												
174	2																												
175	2																												
176	2																												
177	2																												
178	2																												
179	2																												
180	2																												
181	2																												
182	2																												
183	2																												
184	2																												
185	2																												
186	2																												
187	2																												
188	2																												
189	2																												
190	2																												
191	2																												
192	2																												
193	2																												
194	2																												
195	2																												
196	2																												
197	2																												
198	2																												
199	2																												
200	2																												
201	2																												
202	2																												
203	2																												
204	2																												
205	2																												
206	2																												
207	2																												
208	2																												
209	2																												
210	2																												
211	2																												
212	2																												
213	2																												
214	2																												
215	2																												
216	2																												
217	2																												
218	2																												
219	2																												
220	2																												
221	2																												
222	2																												
223	2																												
224	2																												
225	2																												
226	2																												
227	2																												
228	2																												
229	2																												
230	2																												
231	2																												
232	2																												
233	2																												
234	2																												
235	2																												
236	2																												
237	2																												
238	2																												
239	2																												
240	2																												
241	2																												
242	2																												
243	2																												
244	2																												
245	2																												
246	2																												
247	2																												
248	2																												
249	2																												
250	2																												
251	2																												
252	2																												
253	2																												
254	2																												
255	2																												
256	2																												
257	2																												
258	2																												
259	2																												
260	2																												
261	2																												
262	2																												
263	2																												
264	2																												
265	2																												
266	2																												
267	2																												
268	2																												
269	2																												
270	2																												
271	2																												
272	2																												
273	2																												
274	2																												
275	2																												
276	2																												
277	2																												
278	2																												
279	2																												
280	2																												
281	2																												
282	2																												

技 術 区 分	コ ー ド	機 設 業 の 種 類																											
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		〔資格取得後に必要となる経過年数〕																											
電気土木	163																												
	164	5																											
	165	2																											
	166	2																											
	167	2																											
	168	2																											
	169	2																											
	170	2																											
	171	2																											
	172	2																											
	173	2																											
	174	2																											
	175	2																											
	176	2																											
	177	2																											
	178	2																											
	179	2																											
180	2																												
181	2																												
182	2																												
183	2																												
184	2																												
185	2																												
186	2																												
187	2																												
188	2																												
189	2																												
190	2																												
191	2																												
192	2																												
193	2																												
194	2																												
195	2																												
196	2																												
197	2																												
198	2																												
199	2																												
200	2																												
201	2																												
202	2																												
203	2																												
204	2																												
205	2																												
206	2																												
207	2																												
208	2																												
209	2																												
210	2																												
211	2																												
212	2																												
213	2																												
214	2																												
215	2																												
216	2																												
217	2																												
218	2																												
219	2																												
220	2																												
221	2																												
222	2																												
223	2																												
224	2																												
225	2																												
226	2																												
227	2																												
228	2																												
229	2																												
230	2																												
231	2																												
232	2																												
233	2																												
234	2																												
235	2																												
236	2																												
237	2																												
238	2																												
239	2																												
240	2																												
241	2																												
242	2																												
243	2																												
244	2																												
245	2																												
246	2																												
247	2																												
248	2																												
249	2																												
250	2																												
251	2																												
252	2																												
253	2																												
254	2																												
255	2																												
256	2																												
257	2																												
258	2																												
259	2																												
260	2																												
261	2																												
262	2																												
263	2																												
264	2																												
265	2																												
266	2																												
267	2																												
268	2																												
269	2																												
270	2																												
271	2																												
272	2																												
273	2																												
274	2																												
275	2																												
276	2																												
277	2																												
278	2																												
279	2																												
280	2																												
281	2																												
282	2																												





Table with 28 columns (01-28) representing years and 4 rows of skill categories (e.g., 061, 064). Includes a header for '資格区分' and '建設業の種別'.

Table with 28 columns (01-28) representing years and 4 rows of skill categories (e.g., 098). Includes a header for '資格区分' and '建設業の種別'.

各資格において、数字(1～5)又は○は記載されている業種別及び可能な業種であり、数字は評価を示している。
01～028年度以前の職業能力評価法に基づき2級の技能検定に合格された方は、合格後当該業種の建設工事に1年以上の基礎経験が必要となります。

